

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件について

令和元年 7 月 5 日
経済産業省産業保安グループ
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「消安法」）第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、製品起因か否かが特定できていない事故として公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会『平成30年度第3回製品事故判定第三者委員会』（書面審議）における審議の結果、原因究明調査を行ったものの製品に起因して生じた事故かどうか依然として不明であると判断したので、製品安全に資する情報提供の観点から、不明の理由を付して公表することとします。

なお、事故原因は不明であるため、今後の事故の発生について注視し、必要に応じて対応を行うこととしています。

※詳細は別紙のとおりです。

【参考】消安法

（内閣総理大臣への報告等）

第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A201600483 平成28年11月17日(山口県) 平成28年11月28日	電気洗濯機	WF-55WLB	LG電子ジャパン株式会社(現 LG Electronics Japan株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、金属部品以外は焼失しており、基板や内部配線等は確認できなかった。 ○モーター用コンデンサーの接続端子に溶融痕が認められた。 ○当該製品は屋外に設置されていた。 ○取扱説明書には、「風雨にさらされる場所に置かない。」旨、記載されていた。 ●当該製品のモーター用コンデンサーの接続端子が異常発熱して出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、当該製品が屋外に設置されていた影響も考えられ、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間：不明 (販売期間から5年以内と推定)
2	A201600633 平成28年12月22日(京都府) 平成29年1月30日	携帯型音楽プレーヤー	iPod nano MB742J/A	有限会社アップルジャパンホールディングス(現 Apple Japan合同会社)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の充電を開始して約7時間後に、当該製品から出火した。 ○当該製品はリチウムイオン電池セルが焼損し、ディスプレイ部分が外れていた。 ○電池セルは、電極体が全体的に焼損しており、正面左上部分では著しい焼損と、多くの損傷が認められた。 ○プリント基板に焼損は認められず、ACアダプターとの接続部にも異常は認められなかった。 ○外郭の四角には、落下等で生じたと思われる損傷が複数認められ、正面左上部分には打痕のようなへこみが認められた。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルが内部短絡を生じて出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
3	A201600686 平成29年2月2日(大阪府) 平成29年2月16日	電気冷蔵庫	NR-C379M	パナソニック株式会社	(火災、軽傷2名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	○当該製品の製氷機に動作不良が生じたため、使用者が冷凍室をケースごと取り外したところ、数分後に冷凍室があったスペースの製氷機付近から炎が上がった。 ○当該製品は全体的に著しく焼損し、内部の樹脂部品、食品等が焼損して最下段の冷凍室のスペースに落下していた。 ○製氷機の電気部品は残存していたが、製氷機の配線は一部が断線しており、状態が確認できなかった。 ○機械室内部の圧縮機、制御基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生の約3年前に、製氷機能の不具合のため、製氷機及び蒸発器用の送風ファンの交換修理を事業者が行っていた。 ●当該製品は、製氷機付近から出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、配線の一部が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
4	A201600731 平成29年1月20日(兵庫県) 平成29年3月2日	電気毛布	YMS-13(株式会社山善ブランド)	株式会社広電(株式会社山善ブランド)	(重傷1名) 当該製品を使用中、両足に低温火傷を負った。	○当該製品を使用して約6時間就寝し、朝起きると両足首の後側が水ぶくれになっていた。 ○当該製品は、検知線付ヒーター線が足元側の1か所でループ状に重なっており、設定温度が「強」の場合は、その重なった部分の温度(61℃)は他の部分(52℃)よりも温度が高くなっていた。 ○ヒーター線は、縫製された生地との縫い目を通す構造であり、接着はされていなかった。 ○取扱説明書には、「比較的低い温度でも、皮膚の同じ箇所が長時間触れていると、低温火傷に至ることがある。」旨、記載されている。 ○当該製品に同梱の注意事項を記載した紙には、「しわができないよう1日1回本体を広げ直す。」、「しわ等でヒーター線によじれができると部分的に温度が上昇し、低温火傷を起こす場合がある。」、「しわをのばし、ヒーター線によじれがないことを確認する。」旨、記載されているが、外観ではヒーター線の偏りやループが確認できなかった。 ○就寝時における当該製品の温度設定や足との接触位置等、詳細な使用状態は不明であった。 ●当該製品を長時間足に接触させて使用したため、低温火傷を負ったものと推定されるが、当該製品の温度設定や足との接触位置等、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
5	A201600758 平成29年2月26日(長野県) 平成29年3月13日	携帯電話機 (スマートフォン)	SOL26(KDDI株式会社auブランド)	ソニーモバイルコミュニケーションズ(株)(KDDI(株)auブランド)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を布団の上に置き、充電したまま外出したところ、当該製品周辺の布団の一部が黒く焦げた。 ○当該製品の背面外郭樹脂と前面LCDパネル内側面に焼損が認められたが、内部のプリント基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○内部のリチウムポリマー電池セルは著しく焼損し、正極電極は巻回体巻き終わり部分以外は焼失していた。 ○当該製品を接続していたACアダプター及びUSBケーブルに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の背面外郭樹脂及び前面LCDパネルの焼損が著しく、リチウムポリマー電池セルに異常発熱した痕跡が認められたが、事故発生時における当該製品及び周囲の詳細状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
6	A201700120 平成29年5月22日(広島県) 平成29年6月1日	電気ポンプ (井戸用)	EP-156A-1	三菱電機株式会社(現テラル多久株式会社が事業承継)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、接続された配管の保温材が焼失し、本体外面が焼損した状態であった。 ○制御基板の電源端子台及び接続された電源ケーブルが著しく焼損しており、電源ケーブルを接続する端子台ねじ部の座金が溶融していた。 ○モーター、コンデンサー、電源コード及びその他の電気部品に異常は認められなかった。 ○当該製品は、内部の配線に布が巻かれ、外部に布が掛けられた状態であった。 ●当該製品は制御基板の電源端子台においてトラッキング現象が発生し焼損したものと推定されるが、トラッキング現象に至った原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
7	A201700160 平成29年6月3日(千葉県) 平成29年6月22日	ルーター(パソコン周辺機器)	PR-400NE (東日本電信電話株式会社ブランド)	NECプラットフォームズ株式会社(東日本電信電話株式会社ブランド)	(火災) 店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は他社製の光回線終端装置に組み込んで使用する製品で、光回線終端装置の外郭も含めて著しく焼損していた。 ○当該製品の基板全体が著しく焼損し、両面ともに基材のガラス繊維組織が露出していたが、穴空き、欠損は認められなかった。 ○当該製品はコネクタ類が焼失し、多数の電子部品が脱落しており、確認できなかった。 ○微細な銅箔パターンには、随所に基材からのはく離が認められ、溶断箇所の有無は確認できなかった。 ○他社製の終端装置の電源基板から供給される電源用の配線及びコネクタに断線、溶融痕等は認められなかった。 ○その他の残存する電気部品、銅箔パターンに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・A201700168(光回線終端装置(パソコン周辺機器))と同一事故
8	A201700168 平成29年6月3日(千葉県) 平成29年6月23日	光回線終端装置(パソコン周辺機器)	GE-PON<M>E GE-PON-ONUタイプG<1>2(東日本電信電話株式会社ブランド)	三菱電機株式会社(東日本電信電話株式会社ブランド)	(火災) 店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外郭は焼失していた。 ○ONU基板に穴空き、欠損は認められなかったが、著しく焼損し、コネクタ、チップ部品が脱落し、確認できなかった。 ○電源基板に穴空き、欠損、銅箔パターンの溶断部位は認められなかったが、電解コンデンサー、ONU基板への電源コネクタ等が脱落しており、確認できなかった。 ○電源基板とONU基板を接続する配線に断線箇所は認められなかった。 ○当該製品のACアダプターは著しく焼損し、外郭は焼失していたが、基板の穴空き、欠損は認められなかったほか、電解コンデンサーの防爆弁作動による電解液噴出の痕跡も認められなかった。 ○ACアダプターのDC出力端子及びコード、ACコードに溶融痕は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・A201700160(ルーター(パソコン周辺機器))と同一事故
9	A201700220 平成29年5月19日(広島県) 平成29年7月19日	エアコン	ATR63HPE4-W	ダイキン工業株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は著しく焼損し、可燃部は全て焼失しており、電源コードは壁コンセント及び当該製品の端子台部に接続された状態で焼け残っていた。 ○電源コード、ファンモーター、フラップモーター等の確認できた部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○制御基板は確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、制御基板等の確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間：不明 (製造期間から9～10年と推定)
10	A201700348 平成29年9月1日(東京都) 平成29年9月11日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	SSI-TL40A2	三洋電機株式会社	(火災) 異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、電源回路基板上に設置されていた電解コンデンサーの防爆弁が作動しており、電解液の噴出が認められた。 ○当該製品の昇圧電圧を監視するために設けられた電圧制御用ICを確認したところ、正確な値が表示されない異常が認められた。 ○その他の電気部品に異常は認められなかった。 ○当該製品は脱衣所で使用されていたが、据付工事説明書には、「脱衣所への設置を禁止する。」旨の注意が記載されていた。 ○同一機種による同一事象事故が、高湿度環境になる可能性が低い場所においても過去に発生していた。 ●当該製品は、直流昇圧回路の出力側に装着された電解コンデンサーの電圧制御用ICが故障したことで、電解コンデンサーに過電圧が加わり、電解コンデンサーが過熱し、内圧が上昇して安全弁が作動し、高温の電解液が外部に噴出したものと推定されるが、電圧制御用ICが故障した原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
11	A201700372 平成29年9月4日(京都府) 平成29年9月21日	パワーコン ディショナ(太 陽光発電シス テム用)	KP55K2	オムロン株 式会社	(火災) 店舗で当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生した。	○事故発生現場では、壁面に固定されたベニヤ合板に、当該製品を含むパワーコンディショナ3台が下段に並べて設置されており、上段には交流側の漏電用遮断器3台、交流側の配線用遮断器1台、データ送信機1台及び接続箱3台が並べて設置されていた。 ○当該製品は基板自体に穴空きや局所的な損傷は認められず、電流ヒューズは切れていなかったが、電気部品の大部分が焼失していた。 ○残存するフィルムコンデンサは著しく焼損しており、原形をとどめていなかった。 ○端子台の樹脂部は焼失し、電線が一部脱落していたが、端子接続部に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生現場に設置されていた当該製品以外の接続箱や各遮断器等も全体的に著しく焼損していた。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・A201700387(接続箱(太陽光発電システム用))と同一事故
12	A201700387 平成29年9月4日(京都府) 平成29年9月29日	接続箱(太陽 光発電システ ム用)	PVL-OM- 04VA	河村電器産 業株式会社	(火災) 店舗で当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生した。	○事故発生現場では、壁面に固定されたベニヤ合板に、パワーコンディショナ3台が下段に並べて設置されており、上段には交流側の漏電用遮断器3台、交流側の配線用遮断器1台、データ送信機1台及び当該製品を含む接続箱3台が並べて設置されていた。 ○当該製品が3台中で最も焼損が著しく、サージアブソーバーの端子接続部が焼失してヒューズが溶断していたが、内部短絡の痕跡は認められなかった。 ○当該製品内部の4個の直流開閉器の電線との端子接続部はすべて接続状態にあったが、一部の部品に溶融が認められた。 ○事故発生現場に設置されていた当該製品以外のパワーコンディショナや各遮断器等も全体的に著しく焼損していた。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・A201700372(パワーコンディショナ(太陽光発電システム用))と同一事故
13	A201700391 平成29年9月10日(神奈川県) 平成29年10月2日	扇風機	BT-8ZS	株式会社千 住	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品の支柱を含む台座から上部の樹脂部分は著しく焼損していた。 ○台座からの出火の痕跡は認められなかった。 ○モーター及び起動用コンデンサに出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは、電源プラグから約15cm付近で断線し、溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わらない位置であった。 ○当該製品の台座より上部の首振機構部等の内部配線は確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、内部配線等の確認できない電気部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間：不明 (製造時期から2年と推定)
14	A201700395 平成29年9月26日(北海道) 平成29年10月4日	空気圧縮機	K-1524	県央貿易株 式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品を焼損する火災が発生し た。	○当該製品のモーター周辺が焼損していた。 ○焼損部でモーター巻線が断線し、断線部に溶融痕が認められ、焼損部付近で巻線と内部配線の接続部が溶融し、内部配線側の先端に溶融痕が認められた。 ○巻線の焼損していない接続箇所には被覆除去の作業不良とみられる痩せが認められた。 ○シリンダーケース内壁には擦過痕が認められ、シリンダー内のピストン表面等には金属粉が認められた。 ○コンプレッサーオイルは黒く濁っており、適正量より不足していた。 ○過電流保護装置及び温度過昇防止装置の接点に溶着は認められなかった。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は使用期間中、必要なメンテナンスは実施されていなかった。 ○取扱説明書には、「コンプレッサーオイルが適正量入っているか確認し、オイル量が不足している場合は注油する。オイル不足の状態で作動させると、ピストン、シリンダー及びモーターの焼損の恐れがある。」旨、記載されている。 ●当該製品のモーター巻線と内部配線の接続箇所が過熱し出火したものと推定されるが、配線の接続部及びモーター巻線の一部が焼失していることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
15	A201700402 平成29年9月2日(大阪府) 平成29年10月5日	携帯電話機 (スマートフォン)	iPhone 6s MKQR2J/A	Apple Japan 合同会社	(火災、軽傷1名) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が左腕に火傷を負った。	○当該製品は、装着している樹脂製ケースの上側が著しく溶融し、本体外郭ケースの合わせ目には、2mmの隙間ができており、付近にはさすが付着していた。 ○内蔵のリチウムイオン電池セルは、電極体の位置が正規の位置から上側に1mmずれていた。 ○電池セルの外郭、封口部の状態等、内部の詳細な状態は確認できなかった。 ○ACアダプター及び充電用コードに短絡や溶融痕等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱したものと考えられるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
16	A201700432 平成29年10月3日(東京都) 平成29年10月17日	延長コード	T3091(エレコム株式会社)	大和電器株式会社(エレコム株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品のタップ部に電気ポットの電源プラグを接続し、湯を沸かし始めたところ、異臭がして発煙し、電源プラグ部と当該製品を接続していた壁コンセント(事業者等詳細不明)を焼損した。 ○当該製品は、電源プラグ部が焼損し、片側の栓刃は溶融欠損していたが、その他の部分に異常は認められなかった。 ○壁コンセントは、溶融欠損した栓刃が差し込まれていた側を中心に焼損が著しかった。 ○壁コンセントの刃受金具に著しい広がり確認された。 ○当該製品は、電源プラグ部以外に焼損は無く、異常は認められなかった。 ●当該製品の電源プラグとコンセントの接続部において接触不良が生じて発熱し、出火したものと推定されるが、電源プラグの栓刃の焼損状態が確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
17	A201700525 平成29年11月11日(広島県) 平成29年11月24日	電動車いす (ハンドル形)	セニアカー ET4F(1型)	スズキ株式会社	(火災) 建物2棟を全焼、2棟を類焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品は使用者宅勝手口横の軒下に置かれており、キーが抜かれた状態で充電中ではなかった。 ○使用者が外出中に当該製品から出火していた。 ○当該製品は著しく焼損し、金属部品以外の大部分が焼失していた。 ○メインコントローラー基板及び充電基板からはコンデンサーやトランス等の電気部品が脱落しており確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
18	A201700528 平成27年1月15日(新潟県) 平成29年11月24日	眼鏡フレーム	MB-4457	青山眼鏡株式会社	(重傷1名) 当該製品を使用していたところ、先セル(耳当て)の接触部分に皮膚炎を発症した。	○使用者は、当該製品の先セル部でのパッチテストで陽性反応を示した。 ○当該製品の先セル部からの抽出物を分析、定性できた各物質(フタル酸ジエチル、フタル酸ジブチル、ポリエチレングリコールモノデシルエーテル(n=5-)、ポリエチレングリコールモノデシルエーテル(n=20-))を用いたパッチテストは、全て陰性であった。 ●当該製品を用いたパッチテストを実施した結果は陽性であったことから、当該製品との接触により皮膚炎を発症したものと考えられるが、原因物質は不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
19	A201700545 平成29年11月2日(東京都) 平成29年12月4日	電気冷蔵庫	ER-517	吉井電気株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、本体正面から見て右側部分が焼損し、電源コード口出部周辺に著しい焼損が認められた。 ○電源コードは電源プラグから約20cmの位置で断線していたが、断線箇所より本体側の芯線に異極間で放電した痕跡が認められた。 ○機械室付近の電源コードの詳細な状態は確認できず、電源コード本体側終端部の圧着接続部の状態が確認できなかった。 ○コンプレッサー、過負荷リレー、庫内温度調節用サーモスタット等、その他の電気部品に異常発熱の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の本体内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、機械室付近の電源コードの詳細な状態が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
20	A201700563 平成29年11月4日(奈良県) 平成29年12月11日	延長コード	WHA2533WKP	パナソニック 電工株式会社 (現 パナ ソニック株式 会社)	(火災) 当該製品に電気製品を接続 して使用中、当該製品及び周 辺を焼損する火災が発生し た。	○当該製品にオイルヒーター(1200W)を接続して使用していたところ、当該製品の可動式の 電源プラグとコンセントが焼損した。 ○電源プラグの栓刃可動部は著しく焼損しており、栓刃可動部の角度を変えるたび、抵抗値 が数Ω～数kΩに変動する状態であった。 ○栓刃には、曲がりや変色等の電源プラグに外力が加わった痕跡や、コンセントの刃受金具 から受熱した痕跡は認められなかった。 ○電源プラグ内部で電源コードを接続する端子金具のカシメ部に出火の痕跡は認められな かった。 ○使用者は、当該製品の電源プラグをコンセントから抜き差しすることでオイルヒーターのオン ／オフを行っていた。 ●当該製品は、電源プラグの栓刃可動部で接触不良が生じて異常発熱し、焼損したものと 推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に は至らなかった。	
21	A201700569 平成29年11月18日(東京都) 平成29年12月14日	電気ストーブ	ADS-808	吉井電気株 式会社	(火災、軽傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品 を使用中、着衣に着火する火 災が発生し、1名が火傷を 負った。	○使用者が当該製品の赤熱面を背にして暖を取っていたところ、着衣の背中側に着火し、火 傷を負った。 ○当該製品の詳細は確認できなかった。 ○同等品の使用時の最高温度はガード最上部で150～160℃であった。 ○同等品の本体及び取扱説明書には、「使用中、ヒーターやガード部等の高温部に触れない 。」「可燃物の近くで使用しない。」旨、記載されている。 ●当該製品に接触又は長時間近付いた状態で使用していたため、衣類が加熱され、発火し た可能性が考えられるが、当該製品の確認ができず、詳細な使用状況も不明のため、製品 起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
22	A201700598 平成29年8月15日(埼玉県) 平成29年12月25日	電動アシスト 自転車	BE- ENHC644	パナソニック サイクルテッ ク株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、当該製 品のサドル部が破損し、転 倒、右足を負傷した。	○使用者は、当該製品で走行中、ペダルを強く踏んだときに音がして、シートポスト上部のや ぐらが破損し、転倒して右足を負傷したとの申出内容であった。 ○事故現場は、平坦な歩道であった。 ○当該製品のサドルを含む多数の部品は非正規品と交換されていたが、シートポスト、上下 クランプ、ボルト及びナットは純正品であった。 ○やぐらにボルトが通る穴付近が割れており、穴の端部にへこみ及びえぐれの痕跡が認めら れ、割れた断面の一方に直径2.7～3.4mmの穴があり、他方の断面の穴と対向する位置に、 穴とほぼ同じ大きさの突起が認められた。 ○破断面の起点に、延性破壊の特徴であるディンプルが認められたが、破断の進展途中や 終点等の観察結果の情報は得られなかった。 ○当該製品の破断面にある穴と同じ位置に、同程度の大きさの穴を開けた同等品におい て、ボルトの締付トルクが適正值未満の場合、JIS D 9301に基づいたシートポストの疲労試 験の基準を満たしておらず、当該製品と類似した位置での破損が認められた。 ○当該製品の破断面にある穴と同じ位置に、当該製品より大きな穴を開けた同等品におい て、締付トルクが適正值である場合には、JIS D 9301に基づいたシートポストの疲労試験の 基準を満たしていた。 ○当該製品を確認できず、詳細な使用方法も確認できなかった。 ●当該製品は、シートポストへ過大な負荷が掛かってやぐらに亀裂が発生したこと及び使用 者がサドルを交換した際に、固定ボルトの締付トルクが十分でなかったため、亀裂が進展し、 破断に至った可能性が考えられるが、当該製品を確認できず、詳細な使用状況が不明のた め、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
23	A201700611 平成29年12月21日(広島県) 平成29年12月28日	IH調理器	SIC-1400B(W)(サンソニック株式会社ブランド)	サナーエレクトロニクス株式会社(サンソニック株式会社ブランド)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品を使用しておらず、上にトレイを置き食器等を置いていたが、電源プラグはコンセントに接続されていた。 ○当該製品は著しく焼損しており、樹脂部分が焼失していた。 ○当該製品のメイン基板の銅箔パターンは、ブリッジダイオードの直流側が焼失した状態であった。 ○電流ヒューズは溶断していた。 ○電源コード、加熱コイル、サーミスター及び表示基板に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、メイン基板に設置されているブリッジダイオードの直流側の銅箔パターン間でトラッキング現象が生じて焼損したものと推定されるが、基板の焼損が著しく、トラッキング現象が生じた原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
24	A201700671 平成30年1月1日(兵庫県) 平成30年1月19日	電動アシスト自転車	Bicycle-206assist-20X-2052	日本タイガー電器株式会社	(火災) 当該製品のバッテリーを充電中、当該製品の充電器を焼損する火災が発生した。	○当該製品を入手できず、調査できなかった。 ○当該製品の充電器の二次側コードのプロテクター先端付近が焼損していた。 ○当該製品は、コードがねじれていた。 ○同等品及び取扱説明書は、入手できなかった。 ●当該製品は、充電器の二次側コードのプロテクター先端付近の芯線が断線し、ショートしてスパークしたものと推定されるが、当該製品の確認ができず、詳細な使用状況も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
25	A201700678 平成30年1月5日(広島県) 平成30年1月19日	電子レンジ	ER-E7	東芝コンシューママーケティング株式会社(現東芝ホームテクノ株式会社)に事業移管)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生日、使用者は不在であり、帰宅すると当該製品及び隣に設置していたコーヒーメーカー周辺が焼損していた。 ○当該製品は全体的に著しく焼損しており、特に電装部付近が著しく焼損していた。 ○電源入力部であるノイズフィルター基板は著しく焼損し、コイル、電流ヒューズ及び配線の一部以外の部品は焼失して確認できなかった。 ○操作パネル基板は焼失して確認できなかった。 ○電源コード、インバーター基板、ドアスイッチ等の部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○コーヒーメーカーに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、ノイズフィルター基板等の確認できない部品があり、事故発生日の状況も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・A201700675(コーヒーメーカー)と同一事故
26	A201700697 平成29年8月(愛知県) 平成30年1月25日	手袋(作業用)	ビニトップ厚手 Mサイズピンク	ショーワグローブ株式会社	(重傷1名) 当該製品を使用していたところ、手に皮膚炎を発症した。	○使用者は、受診した際に当該製品の抽出成分によるパッチテストにおいて陽性を示していたが、再度実施したパッチテストでは陰性であった。 ○抽出成分を4つの成分グループに分けて各々パッチテストを実施したが全て陰性であった。 ○当該製品に含まれている可塑剤、酸化防止剤等の化学成分を分析し、成分として市販されている試薬(標準物質)を用いてパッチテストを実施したが全て陰性であった。 ○当該製品の原材料に使用される物質を用いてパッチテストを実施したが全て陰性であった。 ●当該製品との接触により皮膚炎を発症したものと推定されるが、再度実施したパッチテストにおける結果は全て陰性であり、原因物質が確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
27	A201700704 平成29年12月11日(佐賀県) 平成30年1月29日	エアコン	MSZ-Z28L	三菱電機株式会社	(火災) 当該製品を使用中、建物1棟を全焼、1棟を類焼する火災が発生した。	○当該製品は約13年前に移設されていたが、詳細な施工状況が特定できなかった。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭が焼失していた。 ○制御基板上の電気部品は大部分が欠落し、制御基板の一部、内部配線等の電気部品が確認できなかった。 ○電源コードの大部分は確認できず、確認された電源コードに溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かは特定できなかった。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、詳細な施工状況が不明であり、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:13年
28	A201700724 平成29年11月25日(神奈川県) 平成30年2月8日	椅子	30184050	イケア・ジャパン株式会社	(重傷1名) 使用者(80歳代)が畳の上にあった当該製品に着座しようとしたところ、転倒し、胸部を負傷した。	○使用者は、畳の上にあった当該製品に着座しようとした際に転倒したとの申出内容であったが、目撃者はいなかった。 ○当該型式品は、購入者が組み立てて使用する製品であった。 ○家人によれば、使用者は当該製品をふだん2階の畳の部屋でシン用の椅子として使用しており、当該製品から落ちることがあった。 ○当該製品は、裁縫教室で使用されていた同等品9脚と混在したため、特定することができなかった。 ○裁縫教室で使用されていた10脚に破損や傷が認められたものはなかったが、1脚はコの字型の脚交差部のナットに緩みが、8脚に座面と脚の固定部4か所中1~3か所のねじに緩みが、1脚は4か所全てのねじに緩みが認められた。 ○当該型式品の座面は厚さ4.1mmの樹脂製であり、その縁部には他社類似品と比べて沈み込みやすい箇所が認められた。 ○当該型式品はスツールに関する規格EN 1728及びEN 12520の静的強度試験、座面の耐久性試験、脚部の静的強度試験、座面の耐衝撃試験、安定性試験に合格していた。 ●当該製品は、コの字形の2つの脚をつなぐボルトのナット又は脚と座面を固定するねじに緩みが認められるとともに、座面縁端部が他社類似品と比べて沈み込むことが認められたものの、事故発生時の詳細な状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
29	A201700741 平成30年1月28日(島根県) 平成30年2月15日	延長コード	T2028(朝日電器株式会社ブランド)	大和電器株式会社(朝日電器株式会社ブランド)	(火災) 当該製品に複数の電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品にはオイルヒーター(1300W)が接続されており、事故発生時オイルヒーターは使用中であった。 ○当該製品の可動式プラグ周辺が著しく焼損し、一方の栓刃可動部が局所的に焼損していた。 ○焼損した栓刃と端子金具の接触面に隙間が認められ、接触面に金属の溶融や変形等、異常発熱の痕跡が認められた。 ○焼損した栓刃の先端は曲がっていたが、曲がった時期は不明であった。 ○タップ部や電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、可動式プラグの栓刃と端子金具の接触面に隙間ができて接触不良が生じ、焼損したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
30	A201700815 平成30年3月3日(東京都) 平成30年3月16日	介護ベッド	KQ-9321	パラマウント ベッド株式会 社	(重傷1名) 使用者が床に落とした当該 製品のスイッチを取ろうとし たところ、転落し、当該製品と床 の間に頭が挟まり、負傷し た。	○当該製品に端座していた使用者が床に落とした手元スイッチを取ろうとした際、転落し、使用 者の頭がベースフレームとサイドフレームの間に入った状態で背中の下になった手元ス イッチのボタンが押下され、「ピピッ、ピピッ」とブザーが鳴りながらサイドフレームが下がり、 頭を挟まれたとの申出内容であった。 ○当該型式品は、マットレスを乗せるボトムの高さを下げるときは、床からボトム上面までの 高さが28cmの地点で一旦停止し、この位置から更に下げるためには、一度ボタンから手を離 して再度ボタンを押下する必要がある、下降中は「ピピッ、ピピッ」とブザーが鳴動する仕様で あった。 ○同等品は、床からボトム上面までの高さが28cmのときのベースフレーム上面とサイドフ レーム下面の間隔は14.7cmであった。 ○同等品の手元スイッチを使用して、背中で1つのボタンのみを押下することを試みたが、1 つのボタンのみ押下することはできなかった。 ○レンタル事業者が既に別の利用者へ貸し出していたため、当該製品の確認ができず、事 故発生時の詳細な状況も確認できなかった。 ●当該製品に端座していた使用者が床に落とした手元スイッチを取ろうとした際、転落し、使 用者の頭がベースフレームとサイドフレームの間に入り、背中の下になった手元スイッチのボ タンが押されてサイドフレームが下がり、事故に至ったものと考えられるが、事故発生時の詳 細な状況が不明であり、当該製品の動作確認ができなかったことから、製品起因か否かを含 め、事故原因の特定には至らなかった。	
31	A201700821 平成30年3月6日(愛知県) 平成30年3月22日	携帯電話機 (スマートフォ ン)	SC-02E(株 式会社NTT ドコモブラン ド)	サムスン電 子ジャパン 株式会社(株 式会社NTT ドコモブラン ド)	(火災) 当該製品を焼損する火災が 発生した。	○使用者は、事故発生の約2か月前に当該製品を落とし、液晶画面が割れていた。 ○当該製品の本体は、バッテリーパック取付部が焼損していたが、正常に動作した。 ○バッテリーパックは焼損し、内部のリチウムイオン電池セルが膨らんで、防爆弁が開裂して いた。 ○電池セル内部の正極板は、最外層の一部を除いて焼失しており、残存した負極板に熔融 痕は認められなかった。 ○バッテリーパックの保護回路基板に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、バッテリーパック内部のリチウムイオン電池セルが内部短絡したため、異常 発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しいことから、製品起因か否か を含め、事故原因の特定には至らなかった。	
32	A201700822 平成30年3月7日(岐阜県) 平成30年3月22日	ペット用ヒー ター	DP-888	株式会社マ ルカン	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品は、樹脂製外郭ケースの上面が焼失し、底面は中央部の焼損が著しかった。 ○ヒーター線に断線や熔融痕等の異常は認められなかった。 ○サーモスタットに取り付けられている雑音防止用コンデンサーは、焼失して確認できなかつ た。 ○サーモスタット、電源コード等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の確認できた電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、コンデンサーが焼 失して確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
33	A201800009 平成30年2月22日(神奈川県) 平成30年4月6日	カイロ(手首、足首用)	K071608	桐灰化学株式会社	(重傷1名) 当該製品を使用して就寝中、足に低温火傷を負った。	○使用者は就寝時に当該製品を足首用ホルダーに入れて使用していたところ、就寝中に熱さで目が覚め、足首用ホルダーを取り外すと両足首が赤くなり、低温火傷になっていた。 ○使用者は就寝中に足を温める目的で、当該製品を1年以上使用していたが、事故発生日まで低温火傷を負ったことはなかったとの申出内容であった。 ○事故発生日に使用していた当該製品は使用者が廃棄しており、足首用ホルダーに同等品を入れて使用したときの発熱温度測定は、使用者の要望により行えなかった。 ○4個の同等品を用いて足首用ホルダーの同等品に入れたときの発熱温度測定を行ったところ、通常使用時では衣服等に熱が分散されて皮膚表面温度はほとんど上昇しないが、布団の中に入れた状態では、発熱開始から衣服と皮膚の接触面の温度が上昇し続け、40分後には皮膚と接触する衣類の裏面も46℃に達し、その後も56℃まで上昇し続けた。 ○低温火傷に関する文献によれば、皮膚温度が46℃の状態が50分続くと低温火傷を発症し、就寝時のような無意識下で皮膚温度が46℃に達していると、長時間温度を認識できないまま低温火傷に至る可能性があるとのことであった。 ●使用者が就寝時の布団の中で使用が禁止されている当該製品を使用したことから、低温火傷に至ったものと推定されるが、当該製品及び当該製品を入れて使用していた足首用ホルダーを確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
34	A201800011 平成30年2月23日(徳島県) 平成30年4月10日	換気扇	VD-13ZY4	三菱電機株式会社	(火災) 事務所の浴室で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品が設置されていた浴室は、全体が焼損しており、天井中央にある当該製品付近が著しく焼損していた。 ○当該製品の焼損は著しく、製品内部のフィルムコンデンサーは焼失していた。 ○金属製外郭に欠損や破損はなく、コンデンサー以外の端子板、ファンモーター、電気配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○浴室は、23年前に竣工してから1～2年間は浴室として使用されていたが、その後は資料置場として使用されていた。 ○当該製品は、ミニキッチン、湯沸室用で、浴室での使用を禁止されている製品であった。 ●当該製品は、コンデンサーから出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、コンデンサーは焼失して確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間: 23年
35	A201800015 平成30年1月(新潟県) 平成30年4月12日	エアコン(室外機)	AU-G28EXY	シャープ株式会社	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、外郭正面右側の電装品格納部が著しく焼損していた。 ○制御基板は、電源入力部を含む高電圧配線パターン部が著しく焼損していた。当該銅箔パターン部には、温度が一定以下の場合、電源オフ時においても電圧が印加される構造であった。 ○複数の接続端子、チョークコイル端子及び端子台に溶融痕が確認されたが、電気回路上、電源供給側に位置することから、二次的に生じた溶融痕であると判断された。 ○制御基板上の一部の銅箔パターン及び銅箔パターン上に取り付けられていた電解コンデンサーは、詳細な焼損状態の確認ができなかった。 ○制御基板以外の基板や電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、制御基板上の高電圧の配線パターン部でトラッキング現象が生じ、出火したものと推定されるが、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間: 不明 (製造期間から22～23年と推定)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
36	A201800028 平成30年3月20日(徳島県) 平成30年4月23日	電熱シート	なし	株式会社ラ イジングサン	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品は、畳の上に敷かれており、その上にじゅうたんが敷かれ、当該製品の焼損部には座布団及びソファが置かれていた。 ○当該製品は、本体シート中央端部が焼損し、焼損部のヒーター線は焼失していたが、残存部に溶融痕はなかった。 ○温度センサー、サーモスタットの確認ができなかった。 ○コントローラー、電源コードに異常は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損部のヒーター線が焼失し、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
37	A201800036 平成30年4月16日(東京都) 平成30年4月26日	携帯電話機	KYY08(KDDI 株式会社au ブランド)	京セラ株式 会社(KDDI 株式会社au ブランド)	(火災) 当該製品を充電中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品の充電を開始して約3時間後に、当該製品から異音が生じ、リチウムイオンバッテリーパックが本体から脱落して発煙した。 ○当該製品本体は、端部に打痕とみられる変形が認められたが、同等品のバッテリーパックを取り付けたところ、正常に動作した。 ○バッテリーパックは膨張しており、ガス排出弁が開放状態、缶体に亀裂が認められた。 ○缶体亀裂付近の内部電極に変形、損傷及び熱変色が認められた。 ○内部電極の損傷部の成分分析を行った結果、異物は認められなかった。 ○バッテリーパックの保護回路基板上の過電圧、過電流、過放電を監視保護するICが破損していた。他の部分には故障等、事故に至った痕跡は認められなかった。 ●当該製品はリチウムイオンバッテリーパックが内部短絡して異常発熱し、焼損したものと考えられるが、詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
38	A201800047 平成30年4月8日(愛知県) 平成30年5月1日	デスクトップパソコン	不明	富士通株式 会社(現 富 士通クライ アントコン ピューティ ング株式会 社)	(火災) 学校で当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生した。	○事故発生当時、当該製品は使用されていなかった。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂部品は焼失し、電源コードは確認できなかった。 ○電源ユニットの焼損は著しく、ACインレット部は確認できなかったが、基板自体に局所的な焼損はなく、確認できた実装部品、トランス等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○メイン基板、ハードディスクドライブ、光ディスクドライブ等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
39	A201800050 平成30年3月23日(愛知県) 平成30年5月8日	ノートパソコン	不明	富士通株式 会社(現 富 士通クライ アントコン ピューティ ング株式会 社)	(火災、軽傷1名) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生し、1名が軽傷 を負った。	○当該製品は電源コードが接続された状態で、出火元と推定される場所の近くに置かれていた。 ○本体内部の基板、HDD等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○バッテリーパックは、樹脂製ケースが焼失し、内部のリチウムイオン電池セル3本及び保護回路基板が焼損していた。 ○電池セルは、3本とも内部電極が焼損していた。 ○保護回路基板に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、本体に出火の痕跡は認められなかったが、バッテリーパックの焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
40	A201800062 平成30年4月19日(愛知県) 平成30年5月14日	スイッチング ハブ(パソコン 周辺機器)	CG- SW08TXRX	株式会社コ レガ(現 ア ライドテレシ ス株式会社)	(火災) 飲食店で当該製品を焼損す る火災が発生した。	○当該製品は、本体のACインレット部と電源コードのコネクター部が焼損していた。 ○ACインレットの接続ピンは溶融、焼失していたが、電源基板にはんだ付けされた端子部は 残存していた。 ○電源基板のその他の電気部品及び制御基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは、コネクターの接続端子が焼失し、芯線の先端に溶融痕が認められた。 ●当該製品は、本体ACインレットの接続ピンの付け根付近でトラッキング現象が生じ、出火 したものと推定されるが、ACインレットの焼損が著しく、確認できない部品があったことから、 製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
41	A201800075 平成30年4月12日(滋賀県) 平成30年5月21日	マスク	KGN-MR3A	白元アース 株式会社	(重傷1名) 当該製品を使用したところ、 顔に皮膚障害を発症した。	○使用者が前日の夜に当該製品を使用し、翌日に当該製品と接触していた顔の部位が腫 れ、頭痛とめまいを感じたため医療機関を受診したところ、当該製品によるアレルギーである と診断された。 ○当該製品は、解体調査ができなかった。 ○当該製品の外観に異常は認められなかった。 ○同等品から感作性のあるパラベン及びポリエチレングリコールが検出された。 ○当該製品及び同等品によるパッチテストは使用者の希望により実施できなかった。 ○使用者は、以前から繰り返し当該型式品を使用していたが、これまでに異常はなかった。 ●当該製品の解体調査ができなかったため含有成分は不明であり、パッチテストが未実施で あるため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
42	A201800121 平成30年5月21日(愛知県) 平成30年6月6日	パワーコン ディショナ(太 陽光発電シス テム用)	SSI- TL40A2CS (長州産業株 式会社ブラン ド)	三洋電機株 式会社(長州 産業株式会 社ブランド)	(火災) 当該製品を焼損する火災が 発生した。	○当該製品は脱衣所に設置されており、事故の約2か月前に発煙したため、使用者により太 陽光発電システム用のブレーカーは切られていたが、接続箱の開閉器は切られていなかっ た。 ○当該製品は、金属製外郭ケースの上面に加熱痕が認められた。 ○内部のメイン基板は、直流昇圧回路出力側に装着された電解コンデンサーが焼損し、基 板の一部が焼失して穴が空いていた。 ○メイン基板の直流昇圧回路出力側に装着された電解コンデンサーの電圧を制御する、制 御基板のICが故障していた。 ○制御基板、接続端子台等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○据付工事説明書には、「脱衣所への設置を禁止する。」旨の注意が記載されていた。 ●当該製品は、直流昇圧回路出力側に装着された電解コンデンサーの電圧制御用ICが故 障したことで、電解コンデンサーに過電圧が加わり、電解コンデンサーが過熱し、内圧が上昇 して安全弁が作動し、高温の電解液が外部に噴出したため、電解液が基板に付着して絶縁 性能が低下し、トラッキング現象が生じて出火したものと推定されるが、電圧制御用ICが故障 した原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
43	A201800174 平成29年11月30日(京都府) 平成30年6月28日	ライター(ガス 注入式)	RZ-520YL	新富士バー ナー株式会 社	(火災) 車両内で当該製品を使用 後、当該製品及び周辺を焼 損する火災が発生した。	○使用者が自動車内で当該製品を使用してコーキングガンの先端を曲げる作業を行い、作 業完了後に当該製品を車内に置いてドアに鍵を掛け、その場を離れたところ約15分後に 出火した。 ○当該製品は、ガスの補充が可能なターボライターである。 ○当該製品は著しく焼損しており、外郭樹脂が溶融していた。 ○燃料を再充填したところ、漏れは認められなかった。 ○内部を確認したところ、ガス量調整バルブ周囲に異常は認められず、異物の混入は認めら れなかった。 ○同等品を入手できなかったため、ガス量調整バルブの開き量については比較できなかつ た。 ○車内の配線や当該製品の周辺に置かれていた電子たばこ及びモバイルバッテリーに異常 は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故 原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
44	A201800184 平成30年5月12日(愛知県) 平成30年7月5日	リチウム電池 内蔵充電器	NP-DPB01	株式会社直 村企画	(火災) 車両内で当該製品及び周辺 を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、自動車内のダッシュボードの上で焼損し、樹脂製外郭ケースはダッシュボ ードに溶着していた。 ○当該製品内部のリチウムポリマー電池セルは、内部電極中央部の焼損が著しかった。 ○制御基板は焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○自動車は、事故発生の2時間前に屋外駐車場に駐車されていた。 ○事故発生日は晴れで、事故発生時の10時半頃の気温は約23℃であった。 ●当該製品は、内部のリチウムポリマー電池セルで内部短絡したため、異常発熱して出火し たものと推定されるが、焼損が著しく、事故発生時の車両内の状況や事故以前の詳細な使 用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
45	A201800264 平成30年7月18日(福岡県) 平成30年8月2日	エアコン(室外 機)	RO-2210	株式会社コ ロナ	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品は、事故発生時に電源プラグはコンセントに接続されていたが、使用していな かったとの申出内容であった。 ○当該製品は全体が焼損し、樹脂製の前面カバー及びファンは焼失していた。 ○ファンモーター用コンデンサー及び圧縮機用コンデンサーは焼損が著しく、異常の有無が 確認できなかった。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認 できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつ た。	・使用期間:8年